

「あきく魅力探見隊」活動要綱

平成 25 年 4 月 1 日
あきく魅力探見隊制定

1、 あきく魅力探見隊活動の目的（主旨）

多くの住民に安芸区の魅力ある自然に、安全・快適に触れてもらうことができるように、倒木処理や草刈りなどを行う山道の整備と山歩きが楽しくなる情報を提供するボランティア活動である。

2、 具体的活動

- ① 登山道の整備（毎月第 1 土曜日、安芸区内の主要 7～10 山）
- ② 登山情報の整備（登山地図、標識、花木案内、PR など）
- ③ 区民ハイキングの実施（年 1 回、住民から広く参加者を募集して行う登山の案内）
- ④ 研修会（救急救命技術、安全登山技術、他地区登山、懇親会など）
- ⑤ 運営会議（年に数回の役員による行事計画・調整・反省会など）

3、 隊員の要件

本隊の主旨に賛同し、共に汗を流せる人であれば年齢・性別・住所を問わない。

4、 推進体制

- ① 本隊員の中から役員（正副代表ほか）を選出し、隊を統括する。
 - ・ 年間活動計画を立案し、総会に提出する。
 - ・ 総会で議決を受けた年間計画に基づき、個別活動計画を策定する。
 - ・ 現地での安全な活動を推進し、活動機材の手入れを行う。
 - ・ ほかの山に関するボランティア団体等との調整を行う。
- ② 事務局は安芸区役所地域起こし推進課に置く。
 - ・ 代表と調整のうえ、活動案内（チラシ）を作成し、各隊員に発送する。
 - ・ 活動機材の調達・保管を行う。
 - ・ 各種保険手続を行う。
 - ・ 森林関係の行政機関との調整を行う。

5、 その他

- ① 雨による月例の登山道の整備の実施の有無の判断は、前日の夜 7 時前のテレビ「NHK 天気予報」で広島県南部の降水確率 50% 以上の場合（気象庁 17 時発表情報）には、原則第 3 土曜日に延期するものとする。
- ② 現地活動では、本隊員の中から選出された現地リーダーの指示の下、安全第一を心掛けて登山道の整備にあたる。
- ③ 隊の活動以外で有益な安芸区内の山情報を入手した場合、広く隊に知らせて活動の参考とする。

以上

附 則 (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 4 月 20 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 3 年 4 月 10 日から施行する。